

1. ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)とは？

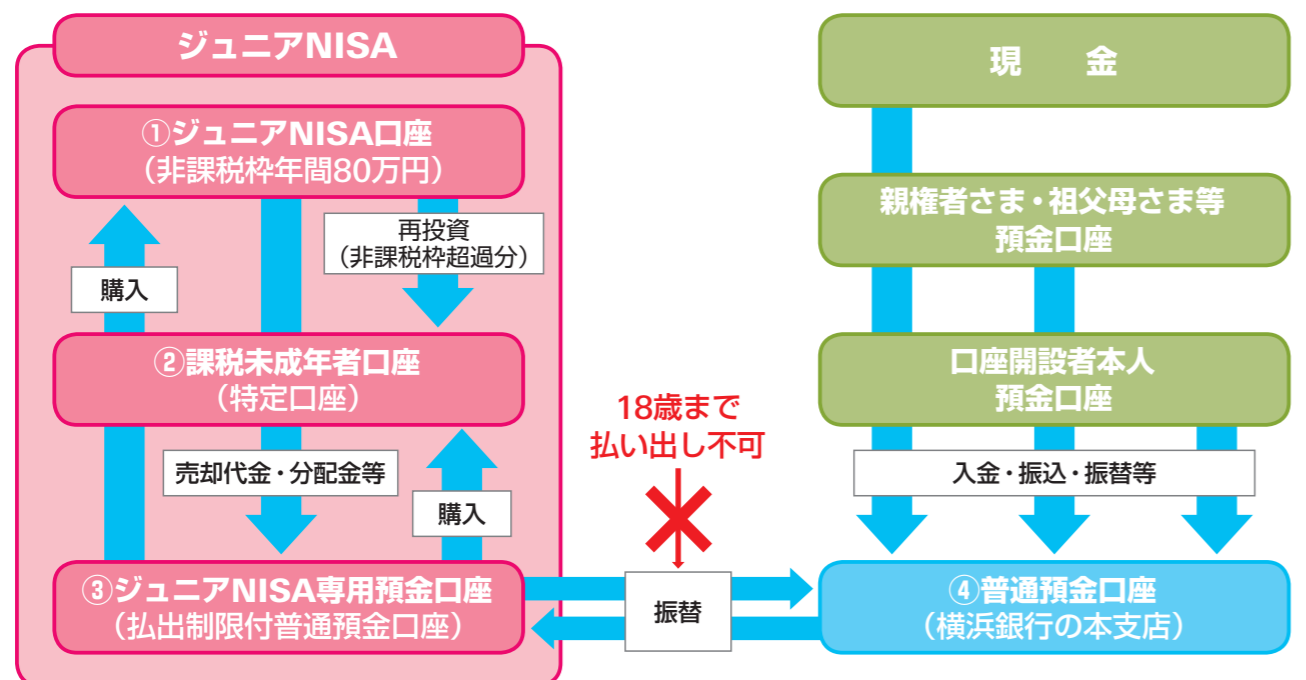
「ジュニアNISA」は、お子さまやお孫さまの将来に向け、20歳になるまで法定代理人(親権者等)が代理で資産運用する子ども版NISAです。ジュニアNISA口座で購入した投資信託や株式等の分配金・配当金や売却益が非課税となる制度で、2016年1月より口座の開設手続きがはじまり、2016年4月から上場株式・公募株式投資信託等を購入できるようになりました。

- 対象者** 日本に居住する**0歳～19歳**の方(口座開設の年の1月1日時点)
- 運用管理者** 法定代理人(親権者等) (口座の運用・管理を代理でおこないます)
- 非課税対象** **株式投資信託**の分配金、譲渡益や**上場株式**等の配当金、譲渡益等
- 非課税投資枠** 2016年から2023年まで**毎年80万円**が上限(未使用枠の翌年以降の繰越は不可)
- 非課税期間** **最長5年間**(ただし、非課税期間終了時に新たな非課税枠に移行可)
- 非課税投資枠総額** 最大**400万円**(80万円×5年間)
- 途中払い出し** 口座開設者ご本人が18歳になるまで、原則として払い出しはできません。
- 口座開設に関する制限** すべての金融機関を通じて**1人**につき**1口座**のみ(金融機関の変更等は原則としてできません)
- 口座開設に必要な書類** 個人番号(マイナンバー)確認書類(原本をご提示いただきます)

2. ジュニアNISAの口座体系とご資金移動イメージ

ジュニアNISA口座の開設にあたっては、①ジュニアNISA口座、②課税未成年者口座(特定口座)、③ジュニアNISA専用預金口座(払出制限付普通預金口座)、④普通預金口座(払出制限なし)の4つの口座が必要です。

ジュニアNISAでの運用資金については、ジュニアNISA口座の名義人ご本人の④普通預金口座(払出制限なし)からの振替のみご入金が可能です。また、口座名義人が18歳以上であればジュニアNISA専用預金口座からの払い出しが可能です。その場合においても、④普通預金口座(払出制限なし)へのお振り替えにより、払い出しをおこないます(現金や振込によるご資金の払い出しはおこなえません)。



3. ジュニアNISAのおもなポイント

【特にご留意いただきたい点】ジュニアNISA口座への拠出資金およびジュニアNISA口座からの払い出し資金について

●ジュニアNISA口座へ投資する資金およびジュニアNISA口座から払い出された資金は、口座名義人本人に帰属します。口座名義人本人に帰属する資金以外の資金でジュニアNISA口座への投資がおこなわれた場合やジュニアNISA口座から払い出された資金を口座名義人以外の方が消費された場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる場合があります。

- ポイント1 日本に住む0歳～19歳の方が口座を開設できます。**
 - 日本居住者で、ジュニアNISA開設年の1月1日時点で**19歳以下**の方が対象となります。たとえば、2017年分のジュニアNISA口座を開設できるのは、2017年1月1日時点で19歳以下(1997年1月3日以降生まれ)の方です。
 - ジュニアNISA口座は**すべての金融機関を通じて1人1口座しか開設できません**。複数金融機関での開設や**金融機関の変更は原則としてできません**。
※すでにジュニアNISA口座を開設しているお客さまが、他の金融機関でジュニアNISA口座を開設する場合は、既存の口座を廃止する必要があります。ただし、払い出し制限が解除される年より前に口座を廃止する場合は、災害等やむを得ない事由により口座廃止する場合を除き、**非課税で受領したすべての利益に対して課税されます**。

- ポイント2 非課税投資枠の上限は年間80万円。非課税期間は投資した年から5年間です。**
 - ジュニアNISA口座を通じて株式投資信託等を購入できる非課税投資枠(限度額)は、**1人年間80万円**です。**非課税枠の再利用や翌年以降の繰り越しはできません**。
 - また、非課税期間は投資した年から**最長5年間**です。20歳になる前に制度が終了する場合でも、20歳まで非課税で保有が可能です。
 - ◆20歳を迎える前にジュニアNISA非課税投資期間が終了してしまうケース
⇒20歳になるまで非課税投資残高の保有を継続できるよう、2023年のジュニアNISA制度終了後にも非課税投資残高を継続管理勘定で保有することができます。
 - ◆非課税投資期間内(2023年)までに20歳を迎えるケース
⇒非課税期間の終了時、翌年設定される非課税投資枠に移行することが可能です。
⇒20歳以降は、自動的にNISA口座が開設されます。
 - ジュニアNISA口座で発生した譲渡損失は、**通算・繰越控除の対象外**です。
 - ジュニアNISA口座で発生した譲渡損失が発生した場合、ジュニアNISA口座以外で発生した**他の利益との通算や繰越控除の対象とはなりません**。

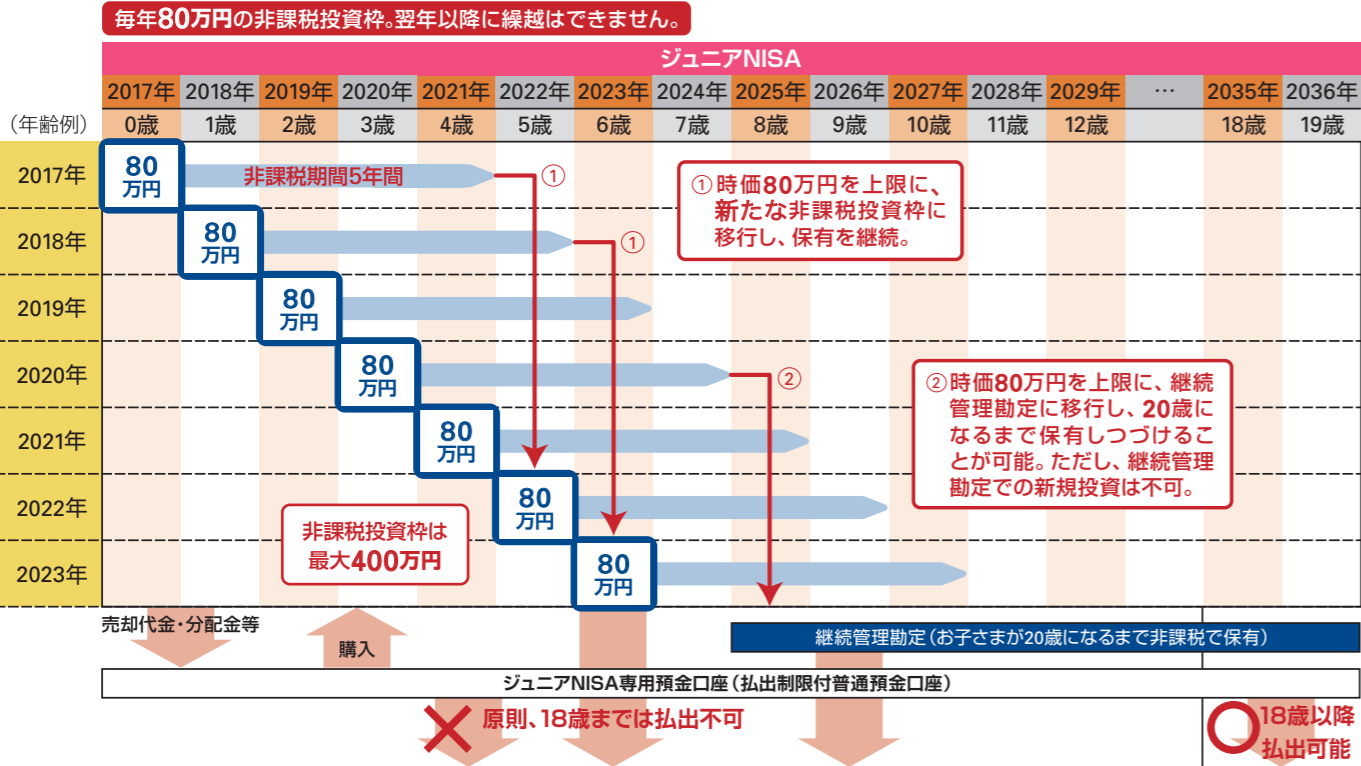
- ポイント3 ジュニアNISA口座の運用・管理は法定代理人(親権者等)が代理でおこないます。**
 - すでにご結婚されている場合を除き、ジュニアNISA口座の**運用・管理は、親権者等の法定代理人が代理しておこないます**(口座開設者ご本人が運用・管理することはできません)。
※運用資金の拠出に関しては、制限がありません。
 - 口座名義人が成人に達した以降の取引については、口座名義人本人がおこないます。

- ポイント4 18歳まで払い出しが制限されます。**
 - ジュニアNISAは、将来に向けた資産形成のための制度であるため、原則として、**18歳まで払い出しはできません**。途中で払い出す場合は、ジュニアNISA口座が廃止され、過去の利益に対して課税されます(災害などやむを得ない場合は課税されません)。
 - 3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例えば、高校3年生の1月以降)は、払い出しが可能となります。払い出し制限が解除される際には、解除された旨と残高が通知されます。

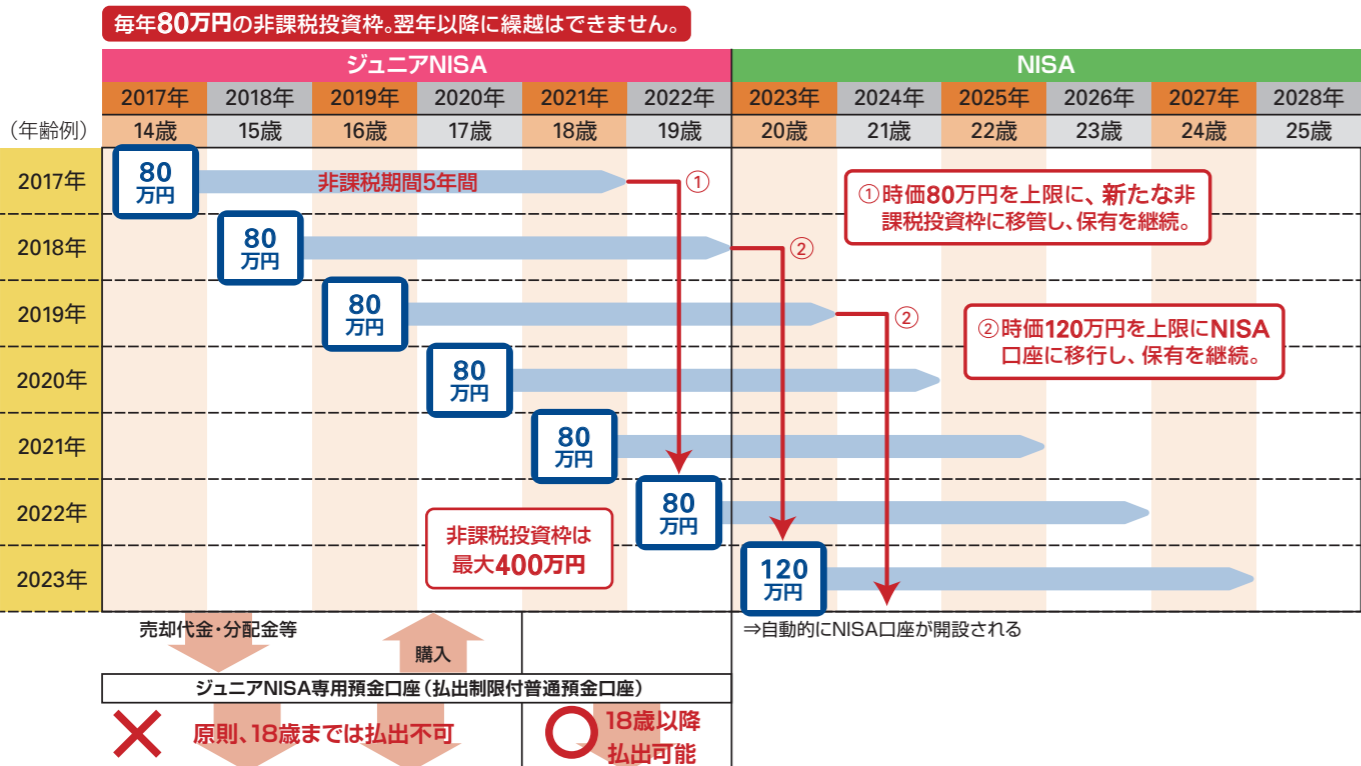


4. ジュニアNISAの仕組み

◆ケース1 ◆20歳を迎える前にジュニアNISA非課税投資期間が終了してしまうケース



◆ケース2 ◆非課税投資期間内(2023年)までに20歳を迎えるケース



5. ジュニアNISA口座開設のお手続き

1. ジュニアNISA口座開設のお申し込み受付に際して

- ジュニアNISA口座のお申し込みは、**横浜銀行の本支店でのみ受け付けています。**(郵送での受付はおこなっていません)。

2. ご来店に際して

- ジュニアNISA口座の開設につきましては、**親権者さま双方のご署名・ご捺印が必要となります。お子さまの将来に向けた資産形成についてご説明させていただきますので、原則として、ご家族お揃いでご来店ください。**
*親権者さまが1名の場合は、この限りではありません。
- ジュニアNISA口座開設時に、運用管理者(口座名義人を代理してジュニアNISA口座の運用・管理をされる方)を選定いただき、その後のお取引は運用管理者の方がおこないます。

3. 口座開設お手続きに際して必要な書類

ご準備いただくもの	
1	口座開設される方(口座名義人)のご本人が確認できる書類 各種健康保険証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)等
2	親権者さま全員分のご本人が確認できる書類 各種健康保険証、旅券、住民基本台帳カード(顔写真付)等
3	口座名義人と親権者さまの関係が確認できる書類 戸籍謄本
4	ご印鑑① 口座開設にあたりお届けになるご印鑑(口座名義人)
5	ご印鑑②(親権者さま全員分) 預金口座届出印または実印 ※実印の場合は、印鑑証明書(発行日から6か月以内のもの)が必要です。
6	口座名義人の個人番号(マイナンバー)が確認できる書類 ①個人番号カード、②通知カード、③住民票(個人番号の記載あり)、④住民票記載事項証明書(個人番号の記載あり)のいずれか

- 個人番号の確認書類によっては、次の書類もご準備ください。
- ◆上記6. の確認書類が①個人番号カードの場合は、以下の書類は不要です。
 - ◆上記6. の確認書類が②通知カードの場合は、以下A~Gより
 - ・顔写真ありの確認書類の場合は、1種類
 - ・顔写真なしの確認書類の場合は、2種類の確認書類が必要です。
 - ◆上記6. の確認書類が③住民票、④住民票記載事項証明書の場合は、以下B~Gから1種類ご準備ください。

	書類	書類ごとにご注意事項
A	住民票(個人番号の記載なし)または住民票記載事項証明書(個人番号の記載なし)	・発行後6か月以内が有効期限です。 ・複数枚のものは、すべてのページが必要です。
B	運転免許証(18歳以上の場合)	・有効期限年月日をご確認ください。 ・住所変更された場合は、裏面のコピーも必要です。
C	印鑑証明書	・発行後6か月以内が有効期限です。
D	各種健康保険証	・有効期限年月日をご確認ください。 ・住所が記入されていることが必要です。
E	各種年金手帳	・年金の名称、お名前、ご住所、生年月日が記載されていることが必要です。
F	在留カード	・有効期限年月日をご確認ください。
G	特別永住者証明書	・住所変更された場合は、裏面のコピーも必要です。

大学入学のタイミングにあわせて教育費を確保しましょう！

◆計画的に準備しておきたい教育資金◆

幼稚園から大学まで、子ども教育費はどのくらいかかるかご存知ですか？
 国公立と私立でも教育費は変わってきますが、大学に進学した場合、もっとも多くの教育費が必要になります。
 お子さまが小さいうちから資金計画を立てていきましょう。

⇒ 幼稚園から大学までの平均的な教育費用

(単位:万円)

区分	学習費等(※) 総額					合計
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	大学	
高校まで公立 大学のみ国立	63.5	192.4	144.5	122.7	259.1	782.2
すべて公立	63.5	192.4	144.5	122.7	266.5	789.6
幼稚園および大学は私立 他は公立	149.3	192.4	144.5	122.7	544.6	1,153.5
小学校および中学校は公立 他は私立	149.3	192.4	144.5	297.4	544.6	1,328.2
小学校だけ公立	149.3	192.4	401.7	297.4	544.6	1,585.5
すべて私立	149.3	921.5	401.7	297.4	544.6	2,314.6

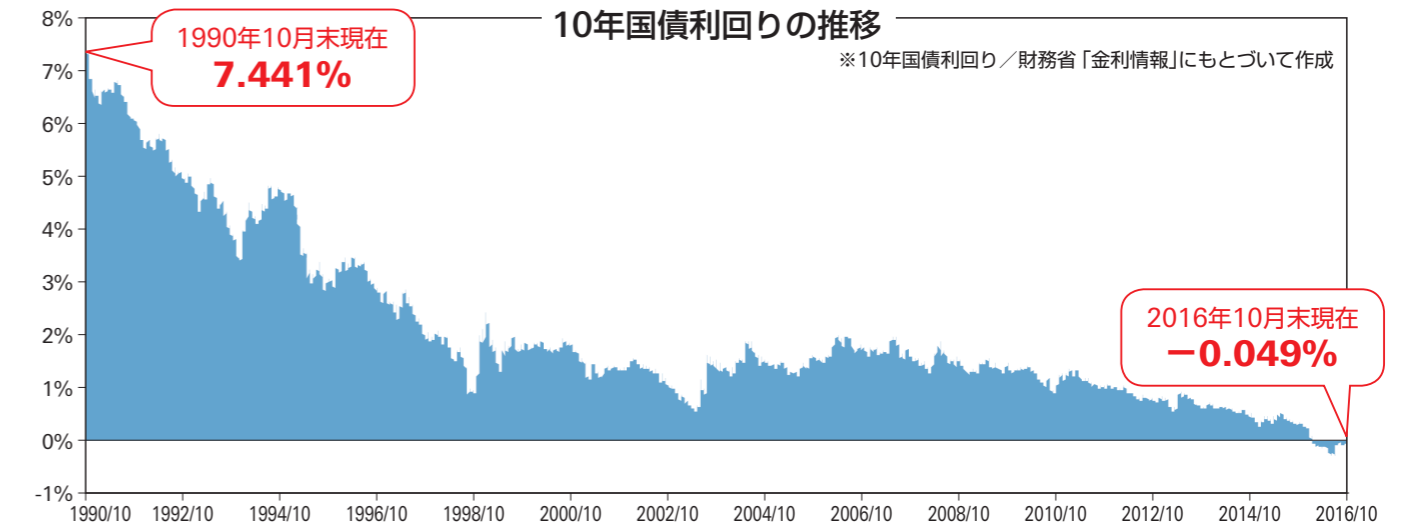
※幼稚園～高等学校：学校教育費、学校給食費および学校外活動費の合計／文部科学省「平成26年度子供の学習費調査報告書」に基づいて作成
 大学：授業料、その他の学校給付金、修学費、課外活動費、通学費の合計(学費)／独立行政法人日本学生支援機構「平成26年度学生生活調査報告」に基づいて作成

インフレと低金利の時代、「資産をまもる」運用が大切です！

◆インフレに負けない資産運用で資産の目減りを防ぐ◆

日本は長い間、低金利時代が続いています。その一方で物価は緩やかに上昇。物価が上昇すると資産が相対的に目減りするため、しっかりと資産をそだて、インフレに負けない「資産をまもる」運用が大切です。

10年国債利回りの推移と物価上昇の一例



小売物価の比較例 (2016年10月時点と1995年の比較)

	1995年	2016年10月
ヨーグルト (100g)	230円	365円 (約1.59倍)
大学年間授業料 (私立、法文経系)	596,640円	750,122円 (約1.26倍)

総務省統計局「小売物価統計調査(東京都区部)」にもとづいて作成

お子さまの成長とともに、資産もそだてる。

お子さまの未来に向けたあたらしい制度が「ジュニア NISA (未成年者少額投資非課税制度)」です。

